

# 「日本版DBS (仮称)」の策定およびその実施に向けた検討論点案への意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国児童養護施設協議会 総務部長 高橋 誠一郎  
(社会福祉法人至誠学舎立川 至誠大地の家)



# 全国児童養護施設協議会（全養協）

- ▶ 全国の児童養護施設が加入する協議会

- ・ 加入施設数：606施設
- ・ 1950（昭和25）年設立。

- ▶ 児童養護施設：児童福祉法第41条

- ・ 定員：約30,000人
- ・ 現員：約23,000人
- ・ 入所年齢：0歳～22歳

※改正児童福祉法により令和6年度より年齢要件が撤廃。

# 児童養護施設入所児童の現状

- ▶ 入所理由（H30） 虐待45%、父/母の精神疾患16%、父/母の拘禁4.7%等
- ▶ 入所経路 児童相談所が虐待等から一時保護した児童のうち、施設措置の決定をされた児童が施設へ措置される（児福法第27条第1項第3号）
- ▶ 令和3年度は虐待相談件数207,660件のうち施設入所は4,421件、2%
- ▶ 50%が0歳～5歳に入所、中高生の入所も増えている。在籍期間は平均5.2年間。
- ▶ 障害のある児童は36.7%（知的障害、ASD、ADHD、反応性愛着障害等）
- ▶ 職員 施設長、事務職員、ケアワーカー（児童指導員、保育士）、栄養士、調理員、心理士、看護師、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員等

## 児童養護施設の生活形態

- ▶ 本園の小規模グループケアの推進（6－8名）（小舎制）  
（それぞれのグループがマンションのような家）
- ▶ 分園のグループホーム（家庭的養護）  
（それぞれのグループが戸建ての家）  
地域小規模児童養護施設（6-4名）  
分園型小規模グループケア（6-4名）
- ▶ 職員は子ども4人に1人、地域分散を進めるためにグループホームは増配置され実質児童1人に職員1人
- ▶ 職員はローテーション勤務（週40時間）＋宿直勤務

## 現場において、こどもに対する性犯罪防止のために実施している（実施しようとしている）取り組み

- ▶ 採用面接時に疑いのあるものを採用しない
- ▶ 採用時の宣誓書（児童の権利擁護、体罰禁止、個人情報保護等）の署名
- ▶ 保証人（職員が違反した場合の責を共に負う）の署名
- ▶ 全ての職員レベルへ研修（権利擁護、児童の理解、児童への性教育）を施設、協議会等で実施
- ▶ 施設の会議や、協議会の大会等で倫理綱領の斉唱により意識の向上
- ▶ 人権擁護チェックリスト（全職員に年4回、施設年1回）の実施
- ▶ 施設内虐待根絶のための過去の取り組み（再就職の際の照会制度）⇒未実施
- ▶ 児童間の事故防止（人権教育、性教育等）、意見箱、第三者委員等
- ▶ 職員、他児童から性的被害を受けた児童、または加害児童は児童相談所等の調査により再び傷つく機会、別施設へ措置変更も

## 新たに職員を採用する際、前科等の確認をしようとするにあたって困っていること

- ▶ 体罰や虐待等を行った経験がないことを証明する公的な仕組み（ポリスレコードのようなもの）がない
- ▶ 都道府県内では協議会等で再発防止のため、事故についてある程度共有の機会があるが、県をまたいで応募されるとわからない
- ▶ 児童に対する虐待行為が犯罪として扱われなければわからない
- ▶ 児童への性的虐待を起こしても、自主的に退職してしまうとわからない
- ▶ 解雇されたとしても本人が言わなければわからない
- ▶ 福祉施設を転々として応募してきた中途採用者が事故を起こした者ではないと証明するものがない